

議提案第 3 号

白岡市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

白岡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年白岡町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「1 万円」を「2 万円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

当市議会の改革・活性化の取組事項として、当市議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部である政務活動費について、政策形成のために十分な調査研究ができるよう、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。